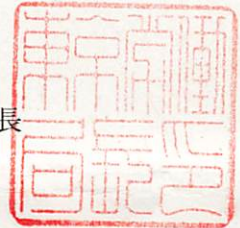


行政文書開示決定通知書

橋本 策也 様

東京労働局長



令和6年8月5日付け（同日受付）の行政文書の開示請求（開第6-131号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

2024年8月5日 午後2時開催の第442回東京地方最低賃金審議会の傍聴人数（6名）の決定過程（7月1日の4名に比すと拡大されている）傍聴者の決定過程（申込者数：当選者への連絡確認結果＝連絡がつかなかった件数）当選者数、実際の傍聴者数

2 不開示とした部分とその理由

開示請求に係る行政文書である傍聴人数（6名）の決定過程については、作成されておらず、行政文書を保有していないため、不開示とした。

傍聴者の決定過程（申込者数）当選者数、実際の傍聴者数の一部については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、所属等の個人を識別することができる情報が含まれており、法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから当該部分については不開示とした。






傍聴者の決定過程（当選者への連絡結果＝連絡がつかなかった件数）については、作成しておらず、行政文書を保有していないため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることにご

様式第8号 (第20条関係)

施行注意

専決種別	甲・乙・ 丙
保存期間	1年

局号・部号欄	起案	令和6年7月31日		
	決裁	令和6年7月31日		
	施行	令和6年7月31日	印	
	公印	令和 年 月 日	印	
	起案担当者職氏名印	労働基準部賃金課 賃金係長 岡本渚 (内線6453) 		
標 題 第442回東京地方最低賃金審議会に係る傍聴について				
賃金課長 				
主任賃金指導官 				
課長補佐 				
賃金指導官 				

東京労働局

(伺)

標記について、令和6年7月22日付けで公示を行ったところ、申込期限

である同月30日午後5時までに、定員6名に対して17名（別紙1参照）の

傍聴申込みがあったため、抽選を行いました。

抽選の結果、当選した6名に対し、標記審議会の傍聴が可能である旨の連絡

をしてよろしいかお伺いします。

また、審議会当日には、傍聴人席入口にて傍聴人本人であることを運転免許

証、健康保険証等公的な証明書により確認するとともに、確認書類を持参しな

い者には別紙2の本人確認用書面への署名を求めることとしてよろしいか、

併せてお伺いします。

第442回本審傍聴者名簿（申し込み順）

No.	氏名	所属	当選
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

RAND関数にて抽選		
申込番号	氏名	抽選番号
1		0.593935
2		0.611025
3		0.533318
4		0.535476
5		0.736737
6		0.337616
7		0.044597
8		0.787694
9		0.189331
10		0.235059
11		0.361333
12		0.965999
13		0.112122
14		0.62088
15		0.755842
16		0.062693
17		0.870296

抽選番号順位上位6人

順位	抽選番号	該当者
1	0.96599854	
2	0.87029568	
3	0.78769445	
4	0.75584225	
5	0.73673691	
6	0.62088025	